

本人の署名（または押印）の省略について（お知らせ）

「行政手続コスト」削減のための基本計画」（平成29年6月厚生労働省決定）に基づき、被保険者が適用事業所を経由して提出する届出書等における被保険者本人の署名（または押印）の省略について、下記のとおりお知らせします。

記

1 被保険者本人の署名（または押印）を省略できる届出書等

①健康保険被扶養者（認定・削除・訂正・取消）届
②健康保険被保険者証再交付申請書（高齢受給者証の再交付の場合も含む）
③健康保険介護保険適用除外該当・不該当届
④高齢受給者証基準収入額適用申請書 ※

※④については、該当する方に用紙を配付していますので、ホームページの申請書コーナーには掲示していません。

2 省略する場合の手続き

- (1) 被保険者本人が届出書等の記載を行う場合
被保険者本人が記載を行った旨を備考欄等に記載。
（例）被保険者が作成したものである。
- (2) 事業所が届出書等の記載を行う場合
被保険者本人に記載内容に誤りがないか確認した旨を備考欄等に記載。
（例）記載内容について被保険者に確認済。